

緊急事態宣言下のサッカー活動について⑥

7/30、緊急事態宣言が発令されましたが、当クラブは緊急事態宣言期間中も活動場所の確保も可能であり、感染症の予防に細心の注意を払いながら活動は継続して行います。

*8月練習試合日程表を参照してください。

尚 活動に際しては、感染症防止対策（練習・試合中以外のマスク着用、消毒・手洗いの励行）・熱中症対策（防止の着用・十分な水分補給）を徹底することへのご協力もよろしくお願ひします。

【活動場所の状況】

山三小 8/16より使用可。 山一小 8/4に決定。 山五小 使用不可。
摂津市山田川運動広場・青少年運動場 使用可。

*一部確定してないグラウンドも有りますので予定が変更された場合はホームページ・学年連絡によりお知らせします。

活動自粛による休会について

「緊急事態宣言」の発令による感染症対策の為、8月のサッカー活動を自粛される方は休会扱いとなります。（休会連絡をお願いします）

活動休止期間中の会費の徴収は有りません。

今後、コロナ感染状況によっては、行政指導等により再度中止とする場合があります。

この場合、ホームページ「掲示版・お知らせコーナー」等で連絡いたします。